

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
御意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 20 日
厚生労働省医政局医事課

標記について、令和 8 年 7 月 8 日から令和 8 年 8 月 6 日まで御意見を募集したところ、8 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	1. 職種別の複雑なスケジュールに対する改善 「職種別デジタル移行早見表(ロードマップ)」の早期配布 内容：職種ごとに施行日や試用期間が細かく異なるため、医療機関、大学・専門学校(養成校)、自治体の受付窓口向けに、一目で手続きの変更タイミングがわかる「1 枚のタイムライン図(早見表)」を作成し、周知を徹底します。 効果：特別な予算をかけずとも、現場の担当者が「いつから、どの職種の手続きがデジタル化されるのか(あるいは試用期間なのか)」を誤認するリスクを大幅に減らすことができます。 2. 紙の申請書におけるマイナンバー管理リスクに対する改善 申請の手引きへの「セキュリティ対策」の明記と運用工夫 内容：電子申請だけでなく紙の申請書でもマイナンバーの記載を求めることになるため、申請者が郵送する際の「簡易な情報保護対策」を案内(手引き)に追記します。例えば、「マイナンバー記載箇所に貼る目隠しシールの使用を推奨する」「封筒に『親展』や『マイナンバー含む』と明記させ	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	る」といったルールを設けます。 効果：申請者が安心して提出できるようになるとともに、行政側の受付窓口でも他の一般書類と区別して厳重に扱いやすくなります。 デジタル申請への誘導(インセンティブの提示) 内容：紙での申請を減らすため、「国家資格等システム(電子申請)を利用した場合、紙の申請よりも免許証の発行・登録が○週間早くなります」といった具体的なメリットを申請案内に明記します。 効果：マイナンバーの管理リスクがある「紙の提出」そのものを減らし、本来の目的であるデジタル化への移行をスムーズに促せます。 3. 意見募集(パブリックコメント)の運用に対する改善 メール提出用「テキストテンプレート」の提供 内容：ウイルス対策として「添付ファイル不可(本文直接記入)」という制約があるため、意見募集のWeb サイト上に、そのままコピー&ペーストして使える「メール本文用のテキストテンプレート(件名、氏名、住所、意見、理由の枠組みがあらかじめ書かれたもの)」を掲載します。 効果：応募者がフォーマットに迷う時間を減らせるだけでなく、件名の記入漏れや間違いを防ぎ、行政側にとっても集計・判別作業の効率化につながります。	
2	1. 【文言の追加】マイナンバー「不記載時の代替措置」のQ&A 化 改善内容：申請書への個人番号の記載要求に対し、「マイナンバーカードを紛失・申請中である」「諸事情により記載できない」と	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	いったケースを想定し、「やむを得ない事情がある場合は、従来の住民票等の添付による申請も可能である」旨の救済措置を公式のFAQや手引きに明記する。 効果：省令案の「個人番号の記載を求める」という一文化による申請者の不安や、窓口への問い合わせの殺到を未然に防ぐことができます。 2. 【運用の工夫】「経過措置(紙申請の並行受付)」の期間の明確化 改善内容：省令案にある「所要の経過措置を設ける」という方針を具体化し、「デジタル化の施行後も、最低半年から1年間は従来の紙による郵送・窓口申請も並行して受け付ける(完全義務化ではない)」という移行期間をあらかじめ明示する。 効果：9月中旬からの試用期間が短いことで生じる「システムトラブル時の業務停止リスク」を回避でき、デジタル操作に不慣れな資格保有者へのセーフティネットになります。 3. 【広報の工夫】職種別のスケジュールを視覚化した「一元案内サイト」の開設 改善内容：医師、看護師、薬剤師、管理栄養士など、職種によって施行期日が「9月17日」「10月1日」「11月9日」と分散しているため、厚生労働省のホームページ内に「私の資格はいつから?国家資格デジタル申請ナビ(仮)」のような特設ページを1つ設ける。 効果：対象者が自分の職種をクリックするだけで、「試用開始日」「施行日」「手続きの流れ」が視覚的に一目でわかり、職種ごとの施行日のズレによる現場の混乱や
--	--

	案内ミスを低コストで防げます。 4. 【自治体支援】准看護師手続きに関する「国の一括ヘルプデスク」の設置 改善内容：准看護師の手続きについては都道府県知事が個人番号を収集することになるため、地方自治体の窓口負担が増大します。これに対し、国(厚生労働省やデジタル庁)がシステム操作に関する共通の「問い合わせコールセンター」や「AI チャットボット」を一本化して用意する。 効果：自治体ごとに個別のマニュアル作成や問い合わせ対応を行う手間が省け、准看護師の手続きにおける地域間での混乱や運用の格差を減らすことができます。	
3	もとより免許申請書には氏名、住所、生年月日等の個人情報を記載することが求められていたから、厚生労働省や窓口で申請書の受理を行う保健所、都道府県はそうした個人情報を適切に取り扱うことが求められているところであるが、この省令が施行された後は、厚生労働省は個人番号利用事務実施者として、都道府県等は個人番号関係事務実施者（大臣免許の場合）として、それぞれ申請者の特定個人情報を大量に取り扱うこととなる。 厚生労働省におかれては、申請者の特定個人情報の漏洩等事故が発生することのないようその適切な取り扱いを徹底するのみならず、窓口業務、経由業務を行う全国の都道府県や保健所に対し、特定個人情報の取扱いをこれら機関の自主性に任せるのではなく、具体的である程度以上統一的な措置を依るべき基準として示し、これら機関においても特定個人情報の	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	適正な取り扱いが徹底されるよう有効な措置をとられたい。 また、申請書の様式の改正については、しばしば国の通知で「当面の間旧様式を取り繕って用いることができる」というような記述が見られるが、分かりにくいのでそうした記述ではなく、具体的にどのように取り繕うのか、今回の省令案であれば旧申請書のどこにどのように個人番号を追記するのかをしっかりと示してほしい。	
4	令和6年にパブリックコメントを行っていた同名の案件と改正内容が同一のように思われますが、違いはありますか。また、電子申請を行う場合は直接厚生労働省に申請するという認識でよろしいでしょうか。	御意見ありがとうございます。 令和6年時に今般の改正と同様の改正を行うことを志向しましたが、公布にいたらなかったため、今般改めて改正を行うものです。 また、電子申請を行う場合においても、各資格の法令に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事に申請を行います。
5	准看護師についても様式の改正をし、個人番号の記載を求められるのか。	御意見ありがとうございます。 准看護師の新規申請書様式に関しましては、保健師助産師看護師法施行規則第2条に基づき、看護師の新規申請書の様式に準じることとされています。
6	今般の改正の対象は、栄養士を含むのか、管理栄養士のみ対象となるのか。	御意見ありがとうございます。 今回の改正の対象となる資格は、管理栄養士、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び薬剤師となります。
7	個人番号の使用については、申請者が行う手続において、行政職員ではない市井の者（※医療機関の上司や事務担当者等含む）に、個人番号の“ばく露”が発生しないような手続であれば（=個人番号を目にする事又は目にしうる事になるのが行政職員のみとなるのであれば）可と考える。	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
8	マイナンバーと紐付けることに反対します。	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

		させていただきます。
--	--	------------